



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

喜界島農業水利事業

現場技術（その3）業務

積 算 書

（当初）

九州農政局
喜界島農業水利事業所

| | |
|-----|-------------|
| 事業名 | 嘉界島農業水利事業 |
| 業務名 | 現場技術（その3）業務 |

| 名称(規格) | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|--|--------|----|---------|---------|----------------|
| 直接経費 | | | | 340,000 | |
| ・直接経費 | 1.000 | 式 | | 340,000 | |
| ・・直接経費 | 1.000 | 式 | | 340,000 | |
| ・・・旅費交通費(現場技術) | 1.000 | 式 | 134,000 | 134,000 | 1式当たり |
| T00001 初回打合せ | 1.000 | 回 | 78,785 | 78,785 | 歩A・単A T単 1号 |
| T00002 最終打合せ | 1.000 | 回 | 55,385 | 55,385 | 歩A・単A T単 2号 |
| 合計 | | | | 134,170 | |
| ・・・滞在移動費 技術員の作業開始・業務完了時の移動旅費 | 1.000 | 式 | 60,000 | 60,000 | 1式当たり |
| T00004 滞在移動費 現場技術員 | 1.000 | 回 | 59,828 | 59,828 | 歩A・単A T単 4号 |
| 合計 | | | | 59,828 | |
| ・・・現場経費 立会等 | 1.000 | 式 | 111,000 | 111,000 | 1式当たり |
| T00003 現場経費(工事の立会作業) | 24.000 | 回 | 4,632 | 111,168 | 歩A・単A T単 3号 |
| 合計 | | | | 111,168 | |
| ・・・業務報告書作成費 | 1.000 | 式 | 35,000 | 35,000 | 1式当たり |
| S63024 業務報告書作成(その他) 2,A-4以下,1000,2,A-4以下,薄手(黒文字入) | 1.000 | 式 | 35,200 | 35,200 | 歩A・単A S単 4号 |
| 合計 | | | | 35,200 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | |
|-----|-------------|
| 事業名 | 喜界島農業水利事業 |
| 業務名 | 現場技術(その3)業務 |

| コード | 名称 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-----------------|---|--|----|--------|--------|---|
| *** S単 - 1号 *** | | | | | | |
| S02115 | 技術員 技術員 | | 人 | | 1,000 | 歩A 当たり算出 |
| | 1)労務コード 2)労務単価算定区分 | R04007 基(B) | | | | 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 |
| R04007 | 技術員 | 1.000 | 人 | 36,700 | 36,700 | |
| | 合計 | | | | 36,700 | 算出数量 1.000 人 |
| | 単価 | | | | 36,700 | |
| *** S単 - 2号 *** | | | | | | |
| S63010 | 打合せ(設計業務基準日額) | | 回 | | 1,000 | 歩A 当たり算出 |
| | 打合せ(設計業務基準日額) 一般工種,着手前・最終,0.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.25日,0.78日 | | | | | 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 |
| | 1)設計工種 2)打合せ 3)設計用主任技師人数 4)設計用技師(A)人数 5)設計用技師(B)人数 6)設計用技師(C)人数 7)打合せ日数 8)往復移動日数 | 一般工種 着手前・最終 0.00人 1.00人 0.00人 0.00人 0.250日 0.780日 | | | | |
| R04004 | 技師(A) | 1.030 | 人 | 62,600 | 64,478 | |
| | 合計 | | | | 64,478 | 算出数量 1.000 回 |
| | 単価 | | 回 | | 64,478 | |
| *** S単 - 3号 *** | | | | | | |
| S63010 | 打合せ(設計業務基準日額) | | 回 | | 1,000 | 歩A 当たり算出 |
| | 打合せ(設計業務基準日額) 一般工種,中間,0.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.25日,0日 | | | | | 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 |
| | 1)設計工種 2)打合せ 3)設計用主任技師人数 4)設計用技師(A)人数 5)設計用技師(B)人数 6)設計用技師(C)人数 7)打合せ日数 8)往復移動日数 | 一般工種 中間 0.00人 1.00人 0.00人 0.00人 0.250日 0.000日 | | | | |
| R04004 | 技師(A) | 0.250 | 人 | 62,600 | 15,650 | |
| | 合計 | | | | 15,650 | 算出数量 1.000 回 |
| | 単価 | | 回 | | 15,650 | |
| *** S単 - 4号 *** | | | | | | |
| S63024 | 業務報告書作成(その他) | | 式 | | 1,000 | 歩A 当たり算出 |
| | 業務報告書作成(その他) 2,A-4以下,1000,2,A-4以下,薄手(黒文字入) | | | | | 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 |
| | 1)報告書焼付部数(部) 2)報告書規格区分 3)原稿枚数区分(枚) 4)表紙部数(部) 5)表紙規格区分 6)表紙区分 | 2 A-4以下 1000 2 A-4以下 薄手(黒文字入) | | | | |
| P43504 | 報告書焼付代(コピー) A-4以下 1000枚 | 2,000 | 部 | 12,700 | 25,400 | |
| P43454 | 報告書表紙代 薄手(黒文字入) A-4 | 2,000 | 部 | 4,900 | 9,800 | |
| | 合計 | | | | 35,200 | 算出数量 1.000 式 |
| | 単価 | | 式 | | 35,200 | |

| | |
|-----|-------------|
| 事業名 | 喜界島農業水利事業 |
| 業務名 | 現場技術(その3)業務 |

| コード | 名称(規格) | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-----------------|-----------------------------|-------|----|--------|--------|-----------------|
| *** T単 - 1号 *** | | | | | | |
| T00001 | 初回打合せ | | 回 | | 1,000 | 歩A 当たり算出 |
| P96007 | ライトバン移動 熊本～鹿児島空港 | 1.000 | 往復 | 11,916 | 11,916 | |
| P96001 | 航空運賃 初回打合せ | 1.000 | 往復 | 64,800 | 64,800 | |
| P96006 | レンタカー 軽自動車 | 0.500 | 日 | 4,000 | 2,000 | |
| P34001 | ガソリン JIS2号 レギュラースタンド | 0.400 | L | 172 | 69 | |
| | 合計 | | | | 78,785 | 算出数量 1.000 回 |
| | 単価 | | 回 | | 78,785 | |
| *** T単 - 2号 *** | | | | | | |
| T00002 | 最終打合せ | | 回 | | 1,000 | 歩A 当たり算出 |
| P96007 | ライトバン移動 熊本～鹿児島空港 | 1.000 | 往復 | 11,916 | 11,916 | |
| P96002 | 航空運賃 最終打合せ | 1.000 | 往復 | 41,400 | 41,400 | |
| P96006 | レンタカー 軽自動車 | 0.500 | 日 | 4,000 | 2,000 | |
| P34001 | ガソリン JIS2号 レギュラースタンド | 0.400 | L | 172 | 69 | |
| | 合計 | | | | 55,385 | 算出数量 1.000 回 |
| | 単価 | | 回 | | 55,385 | |
| *** T単 - 3号 *** | | | | | | |
| T00003 | 現場経費(工事の立会作業) | | 回 | | 1,000 | 歩A 当たり算出 |
| P96005 | 路線バス料金 荒木～空港 | 1.000 | 往復 | 546 | 546 | |
| P96006 | レンタカー 軽自動車 | 1.000 | 日 | 4,000 | 4,000 | |
| P34001 | ガソリン JIS2号 レギュラースタンド | 0.500 | L | 172 | 86 | |
| | 合計 | | | | 4,632 | 算出数量 1.000 回 |
| | 単価 | | 回 | | 4,632 | |
| *** T単 - 4号 *** | | | | | | |
| T00004 | 滞在移動費 | | 回 | | 1,000 | 歩A 当たり算出 |
| P96004 | 現場技術員 高速バス料金 熊本～鹿児島空港 | 1.000 | 往復 | 6,728 | 6,728 | |
| P96003 | 航空運賃 技術員 | 1.000 | 往復 | 53,100 | 53,100 | |
| | 合計 | | | | 59,828 | 算出数量 1.000 回 |
| | 単価 | | 回 | | 59,828 | |
| *** T単 - 5号 *** | | | | | | |
| T00005 | 技術員[基準日額] | | 日 | | 1,000 | 歩A 当たり算出 |
| S02115 | 技術員 | 1.000 | 人 | 36,700 | 36,700 | S単 1号 |
| | 合計 | | | | 36,700 | 算出数量 1.000 日 |
| | 単価 | | 日 | | 36,700 | |

喜界島農業水利事業
現場技術（その3）業務

特別仕様書

九州農政局喜界島農業水利事業所

第 1 条（適用範囲）

喜界島農業水利事業 現場技術（その 3）業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省九州農政局制定「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成 14 年 2 月 6 日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領 第 3 の 1 監督支援型による業務である。

第 2 条（目的）

本業務は、国営喜界島土地改良事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

第 3 条（履行確実性評価の達成状況の確認）

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- （1）審査項目 a）～ c）において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- （2）審査項目 d）において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額を下回った場合
- （3）その他、業務実施計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- （4）業務成果品のミス、不備等

第 4 条（管理技術者）

管理技術者は、共通仕様書第 3 - 1 条第 5 項によるものとする。

第 5 条（現場技術員）

現場技術員の技術者区分及び資格は、次のとおりとする。

| 技術者区分 | 資格 |
|----------|--|
| 現場技術員（C） | <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木又は農業－農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・技術士補（農業部門） ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 |

第6条（配置技術者の確認）

共通仕様書第1－6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1－7条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- （1）受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- （2）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

第7条（保険加入）

受注者は、共通仕様書第1－28条に示されている保険に加入している旨を業務実施計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第8条（適用する図書）

本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。

| 名称 | 制定（改定）年月日 |
|---------------|-----------|
| 土木工事共通仕様書 | 令和7年3月28日 |
| 土木工事施工管理基準 | 令和6年3月22日 |
| 施設機械工事等共通仕様書 | 令和7年3月28日 |
| 施設機械工事等施工管理基準 | 令和4年3月31日 |
| 工事等の契約図書 | － |
| 電気設備工事監理指針 | 令和7年版 |

第9条（工事の概要）

業務を行う工事の概要は次表のとおりである。

| 工 事 名 | 工事場所 | 工期 | 工種・概略数量等 |
|---|----------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 令和8年度喜界島農業水利事業 荒木送水路他（中里工区）工事 （仮称） | 鹿児島県大島郡喜界町大字 中里地内 | 令和8年7月 ～ 令和9年3月 | 用水路 800m |
| 令和8年度喜界島農業水利事業 喜界第2地下ダム取水施設さく井 （その1）工事（仮称） | 鹿児島県大島郡喜界町大字 中里地内 | 令和8年8月 ～ 令和9年3月 | 管井 4箇所 |
| 令和8年度喜界島農業水利事業 喜界第2地下ダム取水ポンプ他 製作据付（その1）工事（仮称） | 鹿児島県大島郡喜界町大字 中里地内 | 令和8年8月 ～ 令和9年3月 | 取水ポンプ 1箇所 電気設備工 1式 |
| 喜界島農業水利事業 喜界第2地下ダム止水壁（南5工区） 建設工事（仮称） | 鹿児島県大島郡喜界町大字 荒木地内 | 令和9年11月 ～ 令和12年3月 | 止水壁 320m |
| 喜界島農業水利事業 川嶺第2揚水機場ポンプ設備製作 据付工事（仮称） | 鹿児島県大島郡喜界町大字 川嶺地内 | 令和9年5月 ～ 令和11年3月 | ポンプ設備 1式 |
| 喜界島農業水利事業 湾頭原ファームポンド建設工事 （仮称） | 鹿児島県大島郡喜界町大字 城久地内 | 令和9年5月 ～ 令和11年1月 | ファームポンド 1式 |
| 令和9年度喜界島農業水利事業 喜界地下ダム改修工事（仮称） | 鹿児島県大島郡喜界町大字 湾地内 | 令和9年5月 ～ 令和10年3月 | 地下ダムトンネル 防水工事 1式 |
| 令和9年度喜界島農業水利事業 川嶺第2揚水機場工事（仮称） | 鹿児島県大島郡喜界町大字 川嶺地内 | 令和9年6月 ～ 令和10年1月 | 揚水機場（上屋） 一式 |

第10条（業務場所）

業務場所は、九州農政局喜界島農業水利事業所（以下「庁舎」という。）内及び鹿児島県大島郡喜界町内を予定しており、設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等については、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

第11条（履行期間）

履行期間は次のとおりとする。

令和8年5月18日～令和10年3月17日

第12条（業務内容）

本業務に従事する現場技術員は現場技術員（C）とし、その業務内容は次のとおりとする。

（1）設計に関する業務

ア 設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務

（2）監督に関する業務

ア 工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務

イ 工事の監督職員と施工業者の及び地元関係者との連絡業務

ウ 工事検査に必要な資料の作成に関する業務

エ 現場立会は、24回を想定している。

（3）関係機関等との協議に関する業務

ア 基礎的資料の作成に関する業務

第13条（作業上の留意事項）

その他留意事項は、次のとおりとする。

（1）通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

（2）業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。なお、原則として機能等については、監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

（3）その他の機器、ソフトウェア等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

（4）受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。

この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。

（5）前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事

させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

第 14 条（情報共有システム）

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第 15 条（打合せ）

共通仕様書第 1－5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、初回と最終回の打合せは対面により行うものとする。

また、2 回目以降の打合せは Web 会議により行うこととし、監督職員と協議の上、必要に応じて対面により打合せを行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せのうち、月 2 回目以降の打合せについては、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

第 16 条（成果物）

成果物を共通仕様書第 1－9 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 業務実施報告書 1 式
- (2) 共通仕様書第 2－4 条から第 2－17 条の規定により実施した業務において作成した資料 1 式
- (3) その他必要な資料 1 式

第 17 条（成果物の提出先）

成果物の提出先は、次のとおりとする。

鹿児島県大島郡喜界町大字荒木 90 番地 2

第 18 条（契約変更）

現場技術業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 9 条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合
- (2) 第 10 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合
- (3) 第 11 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合
- (4) 第 12 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合
- (5) 第 15 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (6) 第 16 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (7) その他

第 19 条（業務スライドの試行）

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号 農 村 振 興 局 整 備 部 設 計 課 長 通 知 ） （ URL 「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内にお

いて急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。

(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第20条 (定めなき事項)

この特別仕様書に定めなき事項、又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

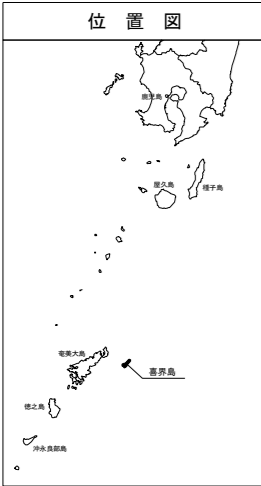
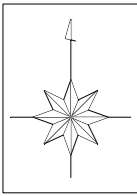
喜界島農業水利事業
現場技術（その3）業務

図面目録

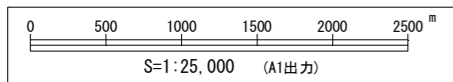
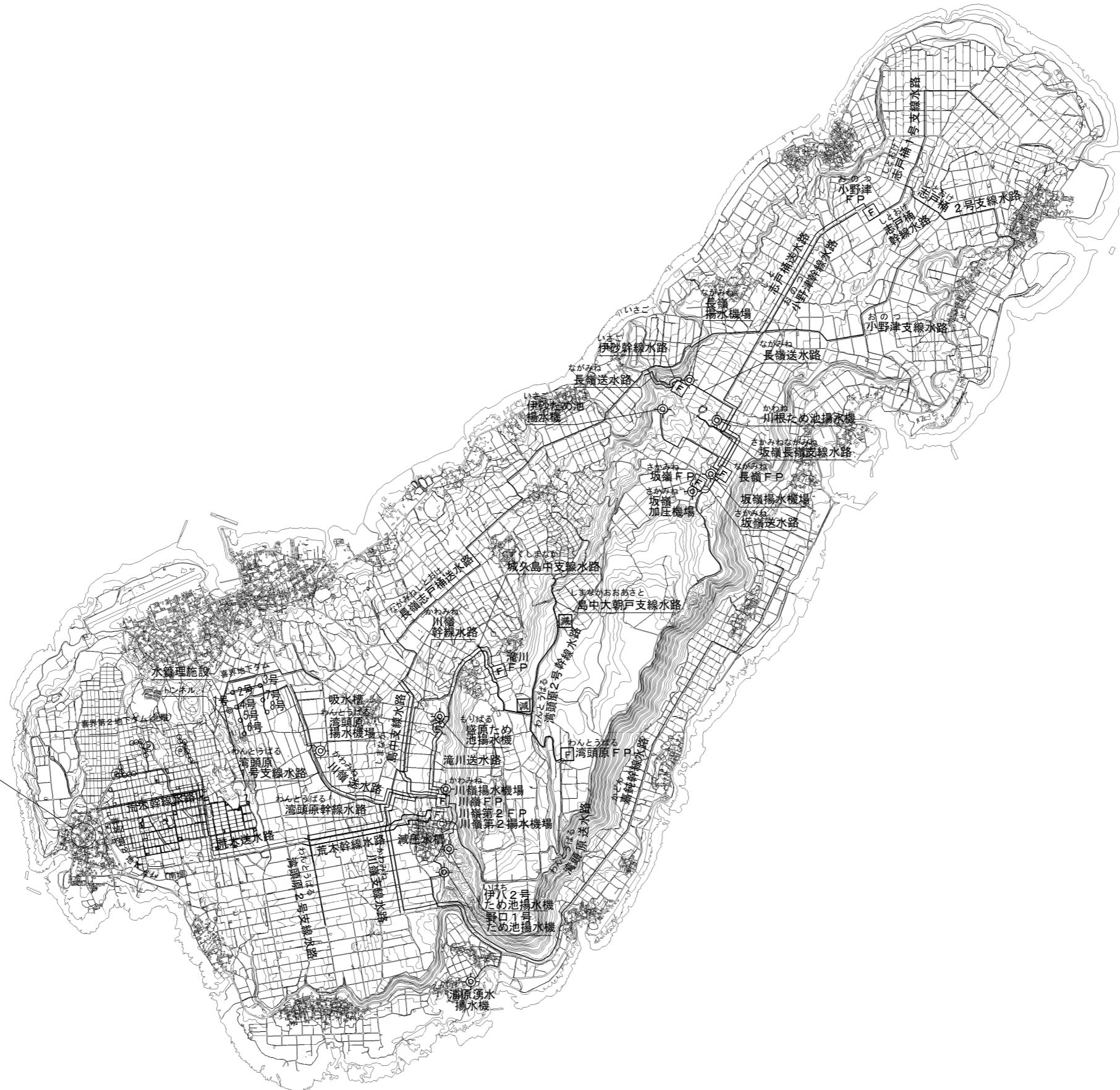
| 番号 | 図面の名称 | 枚数 | 備考 |
|----|-------|----|----|
| 1 | 位置図 | 1 | |
| 計 | | 1 | |

位置図

S=1:25,000



喜界島農業水利事業所



| | | | |
|-------|--------------------------|------|---|
| 業務名 | 喜界島農業水利事業 現場技術(その3)業務 | | |
| 図面名 | 位置図 | | |
| 作成年月日 | | | |
| 縮尺 | 図示 | 図面番号 | 1 |
| 会社名 | | | |
| 事業所名 | 九州農政局 喜界島農業水利事業所 | | |